

漏水により水道料金が高額になった場合の減免について

宅内で漏水があったとき、漏水した水量の一部に相当する水道料金（下水道使用料）を減免できる制度があります。

条件や手続き方法は次のとおりです。

1 漏水していることがわかったら・・・

① 漏水箇所の修理 **（注意）漏水の修理費用は個人負担になります。**

漏水がわかったら、お早目に漏水箇所の修理を行ってください。水道設備の修理は、小諸市水道指定工事事業者にご依頼してください。

※小諸市 HP に掲載されている水道事故・緊急修理対応事業者をご参照ください。

② 減免の対象になるか確認

次の【2 減額の対象になる漏水】に該当するか確認してください。該当する場合は【3 減免申請の手続き】により、申請してください。

2 減免の対象になる漏水

お客様が常に適切な管理を行っていても発見が困難な漏水、またはお客様が自ら管理することが困難な漏水について、修理が完了していることを条件に減免の対象にします。

下の表により減免の対象になるかどうかを確認してください。

漏水箇所	水道料金	下水道使用料	備考
埋設部及び床下、壁内部の給水装置	○	○	
蛇口、立上がり管、その他露出部分の給水装置	×	△	蛇口の場合、排水設備への流入が無かったと認められるとき
給湯器（ボイラー）	×	○	
トイレのロータンク内部（ボールタップ、洗浄ハンドル、フロート弁等）	×	×	
貯水槽／受水槽	×	△	排水設備への流入が無かったことと認められるとき
バスルーム内の蛇口、シャワー等	×	×	
漏水減免の対象期間	1 期分	最大 6 期分	

※小諸市水道指定工事事業者でない者が修理を行ったときは、対象になりません。

3 減免申請の手続き ※漏水修繕が終わってから手続きしてください。

水道料金減免申請書を次のいずれかの書類を添付して提出してください。

- ① 小諸市水道指定工事事業者が発行する漏水修繕証明書
- ② 漏水修繕の内容がわかる書類（請求明細書など）

4 お問合せ先

(株)水みらい小諸 業務部 料金課

電話 0267-31-6456 FAX 0267-31-6477